

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成31年3月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	特別職の職員で常勤のもの の給与に関する条例及び松 山市公営企業管理者の給与 等に関する条例の一部を改 正する条例	市長等の給与の減額措置を引き続き 行うものです。	平成31年 3月議会  議案 第25号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の給与に関する事項であり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市職員の勤務時間、休 暇等に関する条例及び松山 市職員の育児休業等に関す る条例の一部を改正する条例	本市職員の勤務形態にフレックスタイ ム制等を導入するとともに、年次休暇 を年度管理とするものです。	平成31年 3月議会  議案 第26号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 職員の勤務に関する事項であり、実施要綱第3 条第1項各号のいずれにも該当しないため	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市個人番号の利用等に 関する条例の一部を改正する 条例	生活に困窮する外国人に対する進学 準備給付金の支給及び子ども・子育て 支援法に基づく事務について個人番 号を利用するものです。	平成31年 3月議会  議案 第27号	パブリック コメント	H30.11.29 ～ H30.12.28	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を 聴きました。	文書法制 課 089-948- 6865
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市債権管理条例	債権の管理に関する一般的な処理基準等を定めることにより、公平な市民負担の確保及び円滑な行財政運営を行うものです。	平成31年 3月議会  議案 第28号	パブリック コメント	H30.10.12 ～ H30.11.14	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	納税課 089-948- 6357
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市行政財産の使用料徴収条例及び松山市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、行政財産及び法定外公共物の使用料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第29号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	管財課 089-948- 6254
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例	公民館運営審議会委員報酬を年額から日額へ変更するものです。	平成31年 3月議会  議案 第30号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 非常勤職員の報酬に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
7	松山市立学校運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例	学校運動場夜間照明施設使用料の屋内運動場の料金体系を改定するものです。	平成31年 3月議会  議案 第31号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

8	松山市公民館条例及び松山市北条コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	入場料等を徴収して公民館を使用する場合の使用料の額等を定めるものです。	平成31年 3月議会  議案 第32号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域学習 振興課 089-948- 6601
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
9	松山市学校給食共同調理場 設置条例の一部を改正する 条例	松山市和気学校給食共同調理場を廃 止するものです。	平成31年 3月議会  議案 第33号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実 施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	保健体育 課 089-948- 6594
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
10	松山市国民健康保険条例の 一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い 基礎賦課限度額を引き上げるととも に、低所得世帯に対する軽減措置を 継続するものです。	平成31年 3月議会  議案 第34号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	国保・年金 課 089-948- 6360
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
11	松山市介護医療院の人員、 施設及び設備並びに運営に 関する基準を定める条例の一 部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、介護医 療院の運営に関する基準に関し、所要 の規定の整備を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第35号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	介護保険 課 089-948- 6895
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

12	松山市安居島水道条例の一部を改正する条例	松山市水道事業給水条例の改正に伴い、安居島水道利用料金の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第36号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	生活衛生 課 089-911- 1806
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
13	松山市廃棄物の減量及び適 正処理等に関する条例の一 部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、し尿処理 手数料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第37号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	環境指導 課 089-948- 6443
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
14	松山市手数料条例の一部を 改正する条例	愛媛県からの権限移譲に伴い廃棄物 再生事業者登録申請手数料を徴収す るとともに、建築基準法の改正に伴い 用途地域における建築等許可申請手 数料等を徴収するものです。	平成31年 3月議会  議案 第38号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	廃棄物対 策課 089-948- 6910 建築指導 課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
15	松山市下水道条例及び松山 市小規模下水道条例の一部 を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、下水道使 用料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第39号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	下水道 サービス課 089-948- 6487
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

16	松山市駐車場条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、市営駐車場の駐車料金等の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第40号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	都市・交通 計画課 089-948- 6444
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
17	松山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、道路占用料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第41号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道路管理 課 089-948- 6469
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
18	松山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例等の一部を改正する条例	学校教育法の改正に伴い、水道事業の布設工事監督者等の資格要件を追加するものです。	平成31年 3月議会  議案 第42号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱 第3条第2項第2号に該当)	企画総務 課 089-998- 9820 生活衛生 課 089-911- 1806 子育て支 援課 089-948- 6409 人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

19	松山市水道事業給水条例及び松山市工業用水道給水条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、水道料金の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第43号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	水道 サービス課 089-998- 9810
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
20	松山市道の駅条例の一部を 改正する条例	消費税率の引上げに伴い、道の駅利 用料金の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第44号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	地域経済 課 089-948- 6547
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
21	松山市温泉使用条例の一部 を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、温泉使用 料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第45号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光・国際 交流課 089-948- 6419
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
22	松山城山索道条例及び松山 城天守閣条例の一部を改正 する条例	消費税率の引上げに伴い、松山城山 索道料金等の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第46号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光・国際 交流課 089-948- 6419
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

23	松山市鹿島公園渡船施設使用料条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、鹿島公園渡船施設使用料の適正化を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第47号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	観光・国際 交流課 089-948- 6419
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
24	松山中央公園多目的競技場 条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、松山中央 公園多目的競技場使用料の適正化を 図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第48号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	競輪事務 所 089-965- 4322
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
25	松山市道後温泉事業施設の 設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い道後温泉浴 場使用料等の適正化を図るとともに、 いこいの家を使用できる者に療育手帳 所持者を追加するものです。	平成31年 3月議会  議案 第49号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要 綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	道後温泉 事務所 089-921- 5141 障がい福 祉課 089-948- 6407
				パブリック コメント 以外の手続	H31.1.21		
26	松山市営土地改良事業等の 経費の分担金等徴収に関す る条例及び松山市県営土地 改良事業分担金等徴収条例 の一部を改正する条例	土地改良法の改正に伴い、所要の規 定の整備を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第50号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 軽易な内容であるため(実施要綱第3条第2項 第1号に該当)	農林土木 課 089-948- 6573
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

27	松山市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、中央卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第51号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市場管理 課 089-924- 2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
28	松山市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、公設花き地方卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第52号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市場管理 課 089-924- 2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
29	松山市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例	消費税率の引上げに伴い、公設水産地方卸売市場の卸売業者等の業務の処理方法に関し所要の規定の整備を図るものです。	平成31年 3月議会  議案 第53号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	市場管理 課 089-924- 2311
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

## 【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。